

# 令和3年3月市議会定例会議提出議案

(令和3年3月 日提出)

区分	予算関係	条例関係	その他の議案	報告	計
件数	23	18	7	1	49

\*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

- 1 議案第 号 令和3年度福島市一般会計予算
- 2 議案第 号 令和3年度福島市水道事業会計予算
- 3 議案第 号 令和3年度福島市下水道事業会計予算
- 4 議案第 号 令和3年度福島市農業集落排水事業会計予算
- 5 議案第 号 令和3年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算
- 6 議案第 号 令和3年度福島市飯坂町財産区特別会計予算
- 7 議案第 号 令和3年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算
- 8 議案第 号 令和3年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算
- 9 議案第 号 令和3年度福島市介護保険事業費特別会計予算
- 10 議案第 号 令和3年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算
- 11 議案第 号 令和3年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算
- 12 議案第 号 令和3年度福島市青木財産区特別会計予算
- 13 議案第 号 令和3年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算
- 14 議案第 号 令和3年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算
- 15 議案第 号 令和2年度福島市一般会計補正予算(第13号)
- 16 議案第 号 令和2年度福島市一般会計補正予算(第14号)
- 17 議案第 号 令和2年度福島市水道事業会計補正予算
- 18 議案第 号 令和2年度福島市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 19 議案第 号 令和2年度福島市下水道事業会計補正予算(第4号)
- 20 議案第 号 令和2年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
- 21 議案第 号 令和2年度福島市土地区画整理事業費特別会計補正予算
- 22 議案第 号 令和2年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算
- 23 議案第 号 令和2年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算

24 議案第 号 福島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
公の施設における施設利用手続のオンライン化に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・指定管理者が管理する公の施設の利用手続について、オンラインにより行えるよう改定

(公布の日から施行)

25 議案第 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
報酬の適正化等のため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度合いに基づき、報酬額が別表により難しい場合は日額28,000円以内で定めることができる規定を追加
- (2)学校運営協議会の設置に伴い、委員報酬を規定 日額2,000円

(1)(公布の日から施行し、令和2年12月4日から適用)

(2)(令和3年4月1日から施行)

26 議案第 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
市長の給料を減額するため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・令和3年4月1日より1ヵ月の間、市長の給料月額10%を減額

(令和3年4月1日から施行)

27 議案第 号 福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件  
医療職給料表の適用等を改めるため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1)保健所勤務の医師に対する医療職給料表の適用及び旅費の適正化
- (2)獣医師の初任給調整手当を改定 月額35,000円 → 月額40,000円
- (3)介護保険料及び後期高齢者医療保険料にかかる特殊勤務手当の支給対象を納税課職員に改定

(令和3年4月1日から施行)

28 議案第 号 福島市前澤未来基金条例制定の件  
前澤未来基金を設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- ・個性を伸ばし、未来を開拓できる人材の育成や教育等を推進するため、500万円を原資に基金を設置

(公布の日から施行)

29 議案第 号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- ・一定規模以上の非住宅建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等の審査について手数料区分を見直し

名称	改正前		改正後	
	区分	金額	区分	金額
建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	300㎡以上 2,000㎡未満	407,000円	300㎡以上 1,000㎡未満	309,000円
			1,000㎡以上 2,000㎡未満	407,000円

標準入力法による申請の場合(工場等を除く。)

(令和3年4月1日から施行)

**30 議案第 号 福島市立学校条例の一部を改正する条例制定の件**

学校の名称を変更するため、所要の改正を行う。

**【改正内容】**

- ・名称変更「福島市立福島養護学校」→「福島市立ふくしま支援学校」

(令和3年4月1日から施行)

**31 議案第 号 福島市企業立地促進条例制定の件**

企業立地を促進するため、条例を設ける。

**【条例の主な内容】**

(1)用地取得助成金

- |              |     |   |     |
|--------------|-----|---|-----|
| ①工業団地に立地する場合 | 50% | → | 40% |
| ②民有地に立地する場合  | 5%  | → | 30% |

(2)操業奨励助成金(3年間) 固定資産税相当額(工業団地のみ)

(3)雇用奨励助成金(3年間) 新規地元常用雇用者1人につき年額 30万円 → 20万円

(4)転入支援助成金 転入常用雇用者1人につき 20万円

(5)特定集積産業(医療・健康関連、ロボット・航空関連及び農産物加工関連企業)の指定及び支援

①用地取得助成金

- |              |     |   |     |
|--------------|-----|---|-----|
| ・工業団地に立地する場合 | 70% | → | 60% |
| ・民有地に立地する場合  | 10% | → | 40% |

②操業奨励助成金(5年間) 固定資産税相当額(工業団地のみ)

③雇用奨励助成金(5年間) 新規地元常用雇用者1人につき年額 30万円 → 20万円

④オフィス等賃借助成金 建物の賃借料の50% → 廃止

(令和3年4月1日から施行)

**32 議案第 号 福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

**【主な改正内容】**

(1)福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ほか7条例

①感染症や非常災害の発生時における継続的なサービスの提供を確保するため、計画の策定、研修及び訓練の実施を義務付け

②感染症又は食中毒の発生、まん延防止のための指針整備、研修及び訓練の実施を義務化

③利用者の人権擁護、虐待防止等のための必要な体制整備及び職員に対する研修実施等の措置を義務化

④職員の就業環境の整備のため、ハラスメント防止のための措置を義務付け

⑤非常災害対策訓練の実施にあたり、地域住民との連携に関する努力義務を追加

(令和3年4月1日から施行)

**33 議案第 号 福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件**

助成対象者の適正化を図るため、所要の改正を行う。

**【改正内容】**

(1)助成対象者の要件

- ・児童の高等学校等への在学の有無にかかわらず、当該児童が18歳に達する年度末まで、ひとり親家庭の父母が医療費の助成を受けられるよう対象期間を延長

(令和3年4月1日から施行)

**34 議案第 号 福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件**

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

**【主な改正内容】**

(1)福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ほか11条例

- ①感染症や非常災害の発生時における継続的なサービスの提供を確保するため、計画の策定、研修及び訓練の実施を義務付け
- ②感染症の発生、まん延防止のための指針整備、研修及び訓練の実施を義務化
- ③利用者の人権擁護、虐待防止等のための必要な体制整備と職員に対する研修実施等の措置を義務化
- ④職員の就業環境の整備のため、ハラスメント防止のための措置を義務付け
- ⑤感染防止や多職種連携の観点から、ICT活用による担当者会議の実施を認めるため基準を緩和
- ⑥介護にかかわる職員の認知症対応力向上のため、基礎的な研修の受講を義務化

(令和3年4月1日から施行)

**35 議案第 号 福島市国民健康保険条例等の一部を改正する条例制定の件**

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

**【改正内容】**

(1)福島市国民健康保険条例 ほか2条例

- ・法改正に伴う条例中で引用する法律の題名及び条項の改正

(公布の日から施行)

**36 議案第 号 福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件**

保険料率の見直し及び介護保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

**【主な改正内容】**

(1)保険料率の見直しによる第1号被保険者の負担額(変更なし)

- ・第7期介護保険事業計画 第8期介護保険事業計画  
6,100円(基準月額) → 6,100円(基準月額) ※基準月額は第5段階の保険料

(2)税制改正に伴う保険料負担額の増加を解消するため、算定に関する基準の特例を規定

(令和3年4月1日から施行)

**37 議案第 号 福島市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定の件**

食品衛生法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

**【主な改正内容】**

- ・営業許可申請手数料の見直し

名称	単位	手数料	
		改正前	改正後
食肉販売業等許可申請手数料	1件	9,600円(7,700円)	11,600円(10,500円)
菓子製造業等許可申請手数料		14,000円(11,200円)	16,000円(14,400円)
飲食店営業等許可申請手数料		16,000円(12,800円)	18,000円(16,200円)
魚介類競り売り営業等許可手数料		21,000円(16,800円)	23,000円(20,700円)
調理機能を有する自動販売機による営業許可申請手数料		新設10,000円(9,000円)	
複合型冷凍食品製造業等許可申請手数料		新設35,000円(31,500円)	

( )内は継続営業申請手数料

(令和3年6月1日から施行)

**38 議案第 号 福島市魚介類行商人の登録に関する条例を廃止する条例制定の件**

食品衛生法等の一部改正に伴い、条例を廃止する。

(令和3年6月1日から施行)

**39 議案第 号 福島市屋外広告物条例の一部を改正する条例制定の件**

屋外広告物の設置管理の適正化のため、所要の改正を行う。

**【主な改正内容】**

- (1)これまで表示者、設置者及び管理者としていた屋外広告物の管理義務者について、所有者及び占有者を追加
- (2)屋外広告物に管理者設置を義務付け、管理者の資格要件を規定
- (3)屋外広告物の安全点検の義務付け

(令和3年7月1日から施行)

**40 議案第 号 福島市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件**

道路構造令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

**【主な改正内容】**

- (1)自転車の安全かつ円滑な交通を確保するため、自転車通行帯を新たに規定
- (2)自転車道の設置要件に、自動車の設計速度が1時間につき60キロメートル以上である道路を追加
- (3)歩行者の利便増進を図る空間を確保するため、歩行者利便増進道路を新たに規定
- (4)交通事故防止を図るため、交通安全施設として自動運行補助施設を追加

(公布の日から施行)

**41 議案第 号 福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件**

給水区域の適正化を図るため、所要の改正を行う。

**【改正内容】**

- ・給水区域の追加・修正

(公布の日から施行)

**42 議案第 号 福島市総合計画まちづくり基本ビジョン策定の件**

市政全般に係る将来の構想とそれを実現するための政策の方向性を示す基本的な方針、重点的に取り組む施策及び分野ごとの施策を総合的かつ体系的に示すまちづくり基本ビジョンを定める。

(1)目指すべき将来のまちの姿

人・まち・自然が奏でるハーモニー 未来協奏(共創)都市 ～世界にエールを送るまち ふくしま～

(2)重要な視点

- ①福島らしさを生かした新ステージの形成
- ②持続可能性の実現
- ③多様性の尊重
- ④県都としての責務
- ⑤ポストコロナ時代を見据えた社会づくり

(3)計画期間 令和3年度から令和7年度の5年間

**43 議案第 号 市道路線の認定及び廃止の件**

一般公共の用に供するため14路線を認定するとともに、2路線を廃止する。

**44 議案第 号 包括外部監査契約の件**

令和3年度の包括外部監査契約を締結する。

**45 議案第 号 工事請負契約の一部変更の件(福島養護学校校舎等改築事業 校舎棟・ものづくり棟 改築工事(建築))**

工事内容の変更に伴い、契約金額を変更する。

- (1)契約金額 1,578,500,000円 → 1,582,548,000円

**46 議案第 号 財産取得の件(軽量排水ポンプユニット)**

軽量排水ポンプユニットを10台取得する。

- (1)契約金額 49,500,000円
- (2)契約の相手方 株式会社南東北クボタ 福島営業所 所長 糸井 文之
- (3)納期 令和3年8月30日

**47 議案第 号 財産取得の件(小・中・特別支援学校児童生徒用机椅子)**

小・中・特別支援学校児童生徒用机16,282台、椅子16,282脚を更新する。

- (1)契約金額 451,337,040円
- (2)契約の相手方 株式会社福島工作所 代表取締役 富田 善一郎
- (3)納期 令和3年8月31日

**48 議案第 号 専決処分承認の件**

急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長が専決処分をしたものについて、承認を求める。

- (1)令和2年度福島市一般会計補正予算 (専決第3号)

**49 報告第 号 専決処分報告の件**

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長が専決処分をしたものについて報告する。

# 令和3年3月補正予算説明資料

## 1 一般会計

(単位 千円)

区 分	令和2年度					令和元年度				増減率		
	当初予算	3月補正			合計	当初予算	3月補正	合計	対当初	対現計	当初比	合計
	現計予算	第13号	第14号	計		現計予算	対現計		現計比			
予 算 額	117,000,000					123,450,000					△5.2	
	157,589,382	2,378,936	1,118,273	3,497,209	161,086,591	130,755,317	1,357,168	132,112,485	7.0	1.0	20.5	21.9
財 源 内 訳	34,999,874					43,110,450			86.7		△0.5	△18.8
	66,057,741	775,878	△1,486,255	△710,377	65,347,364	46,621,630	△3,746,466	42,875,164	△1.1	△8.0	41.7	52.4
	8,152,300					6,043,600			25.8	75.9	34.9	
	8,759,200	1,522,700	△29,300	1,493,400	10,252,600	8,499,600	2,128,600	10,628,200	17.0	25.0	3.1	△3.5
	6,388,373					8,530,324			48.1	△3.2	△25.1	
	9,199,151	—	259,800	259,800	9,458,951	8,230,391	27,258	8,257,649	2.8	0.3	11.8	14.5
67,459,453					65,765,626			12.7	7.0	2.6		
73,573,290	80,358	2,374,028	2,454,386	76,027,676	3.3	67,403,696	2,947,776	70,351,472	4.4	4.4	9.2	8.1

過去の3月補正予算額（一般財源）

H30	△14,659,202	(1,305,580)
H29	1,564,000	(678,044)
H28	△14,026,341	(2,674,906)
H27	△7,149,742	(3,285,617)
H26	24,728,662	(2,762,210)
H25	7,482,197	(3,876,199)
H24	4,334,012	(1,437,629)
H23	3,283,727	(1,083,252)
H22	3,072,567	(4,707,806)

## 2 特別会計

国民健康保険事業費 特 別 会 計	23,404,431 23,469,439			46,246	23,515,685	0.5 0.2	23,876,945 23,836,249	—	23,836,249	△0.2 —	△2.0 △1.5	△1.3
土地区画整理事業費 特 別 会 計	78,828 78,828			58,326	137,154	74.0 74.0	276,734 276,734	(歳入補正) —	276,734	—	△71.5 △71.5	△50.4
庁舎整備基金運用 特 別 会 計	1,001,500 1,001,500			△1,000,000	1,500	△99.9 △99.9	1,001,500 1,001,500	—	1,500	△99.9 △99.9	—	—
後期高齢者医療事業費 特 別 会 計	3,740,514 3,748,144			△7,786	3,740,358	0.0 △0.2	3,483,561 3,521,019	—	3,574,033	2.6 1.5	7.4 6.5	4.7

## 3 合 計

一 般 会 計	117,000,000 157,589,382	2,378,936	1,118,273	3,497,209	161,086,591	37.7 2.2
特 別 会 計	55,741,262 56,104,094			△903,214	55,200,880	△1.0 △1.6
計	172,741,262 213,693,476	2,378,936	1,118,273	2,593,995	216,287,471	25.2 1.2

## 4 水道事業会計

収益的収入	7,835,835 7,835,835	—	7,835,835	—	—
収益的支出	7,264,122 7,224,369	78,341	7,302,710	—	0.5 1.1
資本的収入	1,458,136 1,458,136	△212,893	1,245,243	△14.6	△14.6
資本的支出	3,985,489 3,981,554	△349,128	3,632,426	△8.9	△8.8

## 5 下水道事業会計

収益的収入	7,518,423 7,515,923	12,000	7,527,923	0.1	0.2
収益的支出	6,871,270 6,868,770	12,000	6,880,770	0.1	0.2
資本的収入	2,719,885 3,973,443	42,500	4,015,943	47.7	1.1
資本的支出	5,632,117 6,885,727	85,000	6,970,727	23.8	1.2